

延寿埋立処分場  
太陽光発電設備導入等事業（PPA 事業）  
事業実施者 募集要項

令和7年6月

仙台市

**延寿埋立処分場太陽光発電設備導入等事業（PPA 事業）**  
**事業実施者 募集要項**

**1. 目的および概要**

本市は、国の脱炭素先行地域に選定され、2030年（令和12年）までの民生部門における電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーの導入などに取り組んでいる。

その実現に向け、仙台市延寿埋立処分場（以下、「対象施設」という。）に太陽光発電設備を導入し、電力販売契約（オフサイト PPA）方式により仙台市南蒲生浄化センター（以下、「電力供給先」という。）に電力を供給するとともに、系統から供給を受ける電力のうち、本 PPA 事業で賄えない電力（以下、「補給電力」という。）を電力供給先に供給する※。これら 2 つの電力供給を一体の事業として、公募型の提案審査随意契約（プロポーザル方式）により事業者の選定を行うものである。

なお、本 PPA 事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」（以下、「国交付金」という。）を活用する。（詳細は、別紙仕様書（案）のとおり。国交付金については 9（4）参照）

※ 電力供給先における既存の自家消費型発電設備については、9（4）②（イ）を参照

**2. 対象施設、電力供給先および国交付金上限額**

対象施設：仙台市延寿埋立処分場（別紙 1 「設備導入予定地」参照）

所在地：仙台市泉区福岡字延寿地内

電力供給先：仙台市南蒲生浄化センター

所在地：仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二地内他

国交付金上限額（想定）：205,333,000円

※ ただし、国交付金上限額は事業者選定後、事業内容精査の上、確定する。

**3. PPA 事業期間**

① 設備等設置工事

令和 9 年 2 月 26 日（金）までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。

② 運用期間

電力供給開始から 20 年間。

電力供給開始の具体的な時期については、本市との協議により決定する。

**4. 補給電力に係る小売電力契約**

補給電力については、本 PPA 事業を実施する事業者と別途小売電力契約（以下、「一般電力契約」という。）を締結し、南蒲生浄化センターへの電力供給を行うこと。

① 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日

（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

※ 令和 13 年 10 月 1 日以降の契約は、別途受託者を選定する想定である。

② 再生可能エネルギー100%電力の供給について

脱炭素先行地域の目的を鑑み、補給電力については再生可能エネルギー100%電力（以下、「再エネ電力」という。）とし、可能な限りその産地を仙台市とすること。再エネ電力の供給は令和9年4月までに開始するものとし、契約当初からの供給は求めない。また、再エネ電力の供給期間については、別途協議するものとする。

## 5. 公募スケジュール

項目	日時
公募開始	令和7年6月30日（月）
参加申込書受付締切	
対象施設及び電力供給先に係る情報提供の 申し出 締切	令和7年7月16日（水）
現場説明会	令和7年7月18日（金）（予定）
質問の受付締切	令和7年7月24日（木）
質問に対する回答	令和7年8月7日（木）
提案書等の提出締切	令和7年9月8日（月）
ヒアリング審査	令和7年9月30日（火）（予定）
審査結果通知	令和7年10月2日（木）（予定）

## 6. 参加資格

### （1）事業者の構成

- ① 参加者は、単独の法人、又は、複数の法人によって構成された共同事業者（以下「共同事業者」という。）とする。
- ② 共同事業者を構成する法人は、単独で、別に参加することができない。また、他の参加している共同事業者の構成員となることもできない。
- ③ 共同事業者の場合は、代表となる法人を定め、法人ごとの役割分担を明確にすること。
- ④ 参加申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

### （2）事業者の参加資格

参加者は、以下の①～⑤の要件をすべて満たさなければならない。なお、共同事業者による参加の場合、①～④は共同事業者総体で満たすこととし、⑤は全ての構成員が満たさなければならない。参加する事業者又は代表事業者の参加資格要件は、以下のとおりとする。

- ① 提案書に基づく太陽光発電導入事業を円滑に遂行するために、安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ② 構成される事業者の中に経済産業大臣から電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく小売電気事業者を含めること。
- ③ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・ 第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者

本要件は、事業を実施する体制に含まれる協力事業者（外部委託等も可）が満たす場合も可と

する。なお、協力事業者についても⑤の要件を満たすものとする。

④ 企画提案参加申込書を期日までに提出したもの。

⑤ 次のいずれの項目にも該当しないこと。

(ア)破産者で復権を得ない者

(イ)本市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。

(ウ)破産法（平成 16 年法律第 25 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

(エ)国税又は地方税を滞納している者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者、また仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団関係事業者

(オ)仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けているもの。

## 7. 参加申込書の提出

### (1) 提出期限

令和 7 年 7 月 16 日（水）17 時（必着）

### (2) 提出方法および提出先

下記 14 に記載の担当課あて、郵送または持参にて提出すること。

※ 郵送は、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法とすること。

### (3) 提出書類および提出部数

下記書類を 1 部、紙で提出すること。ただし、(エ) 役員名簿（様式 3）はエクセルデータでも提出すること。

① 企画提案参加申込書兼誓約書（様式 1）

② 法人概要（様式 2）

③ 参加資格に係る書類

「6（2）事業者の参加資格」を証明する以下の書類を添付すること。

(ア)電気主任技術者の資格証の写し（協力事業者が資格を有する場合は、協力事業者（外部委託も可）を実施体制に明示し、資格証の写しを提出すること。）

(イ)登記事項証明書

(ウ)役員名簿（様式 3）（役員名簿については、エクセルデータでも提出すること。）

(エ)直近 2 ケ年分の賃借対照表及び損益計算書

(オ)国及び地方税の滞納ないことを証明する書類

(本募集要項公表後に発行されたもの。法人税、消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税、法人市町村民税を対象とする。)

※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。

※ (ウ)～(オ)については、仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出を要しないものとする。

## 8. 対象施設及び電力供給先に係る情報の提供

本事業の対象施設及び電力供給先に係る以下の資料について、貸与を受けたい者は、次のとおりその旨を申し出ること。

### (1) 受付期間

公募開始から、令和7年7月16日(水)17時まで

### (2) 申出方法

電子メールにて、下記14に記載の担当課あて申し出ること。

### (3) 貸与方法

(2)の申出を確認後、3営業日以内に資料を電子データ等により提供する。

### (4) 提供可能資料

- ・ 延寿埋立処分場平面図
  - ・ 南蒲生浄化センターにおける令和5年10月から令和6年9月の電力使用量(30分値)
  - ・ 南蒲生浄化センターにおける令和5年10月から令和6年9月の電気料金請求内訳書の写し(月ごと)
  - ・ 南蒲生浄化センターにおける令和6年10月から令和7年9月の系統電力契約の料金単価
  - ・ 南蒲生浄化センターにおけるオンサイトPPA事業(令和9年2月運転開始予定)による想定発電量(30分値)
  - ・ 延寿埋立処分場における全部事項証明書、公図及び地積測量図の写し
- ※ 必ずしも現況に一致するものではないことに留意すること。
- ・ 杜の都の風土を守る土地利用調整条例に係る資料提供等依頼に関する回答書

### (5) 貸与後の取扱いについて

貸与した資料については、本事業の企画提案のためのみに使用し、本公募手続き終了後は、当該目的以外に使用することのないよう、速やかに破棄すること。

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出期限

令和7年9月8日(月)17時必着

### (2) 提出方法および提出先

下記14に記載の担当課あて、郵送または持参にて提出すること。

※ 郵送は、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法とすること。

### (3) 提出書類および提出部数

企画提案書として、以下の書類を14部(正本1部、副本13部)提出すること。

- ① 企画提案総括表（様式4）
- ② 事業実施内容（任意様式）
- ③ 事業実施体制（任意様式）

※ 用紙サイズはA4版を基本とすること（一部A3折り畳み可）

※ フラットファイルに綴じ、正本1部にのみ社名を記載し、副本13部には、提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

※ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。

#### （4）企画提案書の内容

別紙仕様書（案）および「12（3）評価基準」を踏まえ、以下の内容で作成すること。本事業は、国交付金を活用するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日 環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和4年3月30日 環政計発第2203303号）の交付要件・規定に基づいたシステム構成とすること。提案単価等についても国交付金を活用した本市からの補助金（事業費の2/3補助。以下、「市補助金」という。）を交付されることを前提として提案すること。

##### ① 企画提案総括表（様式4）

事業の実施方針・進め方、業務の実施体制及び類似業務の実績について、様式に沿って記載すること。

##### ② 事業の実施内容（任意様式）

次の（ア）～（キ）までを含めた内容とすること。

###### （ア）事業概要

- ・ 実施概要等を記載すること。
- ・ 設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

###### （イ）太陽光発電設備容量

- ・ 想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW））を検討すること。検討に当たっては、本市の脱炭素先行地域計画提案書※に記載されている容量1,000kW（直流）を目安として、対象施設の規模や現場調査等を踏まえた妥当かつ最大限の容量を検討すること。

なお、電力供給先においては、オンサイトPPAによる太陽光発電の設置が計画（令和9年2月運転開始予定）されていることに留意すること。このほか、既存の太陽光発電設備及び小水力発電設備は平成29年度より稼働している。

※ 環境省HPよりダウンロード可能

（URL：<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/4th-teiansyo-02.pdf>）

- ・ 太陽光発電設備容量は、パネル及びパワーコンディショナの出力を記載すること。複数のパワーコンディショナを設置する場合は、それぞれパワーコンディショナの系統ごとに出力をとり、合算すること。

###### （ウ）年間発電電力量、電力消費量及び温室効果ガス排出削減量

- ・ 年間発電電力量を検討すること。ただし、年間発電電力量は、パネルの出力低下等を考慮した事業期間（20年間）の想定発電電力量を算出し、これを1年間の発電電力量として割

り戻した数値とする。

- ・ 電力供給先における想定電力消費量を検討すること。検討に当たっては、電力消費量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。温室効果ガス排出削減量は、電力供給先における1年間の総量を算出すること。電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和7年3月環境省地球環境局公表）で定められている0.438kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。

(エ) 設備設置仕様

- ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、想定した設備仕様（寸法、重量、塩害対策等を含む）を記載すること。また、別紙仕様書（案）「5. 発電設備の設置条件等（1）太陽光発電設備」を参照の上、太陽光発電設備の規格、各ガイドラインへの対応及びメーカー等を記載すること。
- ・ 想定する設置場所、設置方法における JIS C8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m<sup>2</sup> または kg/m<sup>2</sup>）を記載すること。

(オ) PPA 料金単価

- ・ PPA 料金単価を示すこと。PPA 料金単価は本市が指示する事業の変更等の一部の例外を除き、事業者選定後の変更は原則認めない（単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること）。提示する PPA 料金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下、「再エネ賦課金」という。）は含めないものとする。

(カ) 一般電力契約単価

- ・ 補給電力に係る一般電力契約単価を示すこと（単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること）。提示する一般電力契約単価は、燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）、再エネ賦課金は含めないものとする。
- ・ 補給電力については再エネ電力とし、可能な限りその産地を仙台市産とすること。なお、「4. 補給電力に係る小売電力契約」に記載の通り、契約途中からの再エネ電力への切替を想定していることから、再エネ電力に係る契約単価の増加分（以下、「CO<sub>2</sub>フリー単価」という。）を示すこと。

(キ) 設備導入前後の電気料金比較

- ・ 検討した PPA 事業の年間発電電力量を基に、電力供給先における設備導入前後の年間電気料金の比較を記載すること。なお、試算にあたっては、提示した PPA 単価に公募時点の再エネ賦課金を加算した単価を用いること。
- ・ 発電設備導入前の電気料金の試算にあたっては、令和6年10月から令和7年9月の系統電力契約の料金単価※及び令和5年10月から令和6年9月の電力使用量（30分値）を用いること。

※ 企画提案書に記載する補給電力に係る一般電力契約単価を用いないことに留意すること

と。

- ・ 発電設備導入後の電気料金の試算にあたっては、令和5年10月から令和6年9月の電力使用量（30分値）を用いること。

### ③ 事業実施体制（任意様式）

次の（ア）～（キ）までを含めた内容とすること。

#### （ア）事業実施体制図

- ・ 代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担及び事業を実施する要員について記載すること。

#### （イ）事業計画

- ・ 実施期間における実施計画、スケジュール等を記載すること。

#### （ウ）市内中小企業の活用の提案

- ・ 資材調達や工事施工において、本市内の中小企業の活用（予定含む）について提案すること。

#### （エ）運転計画

- ・ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換、遠隔監視システム等）、スケジュール等を記載すること。

#### （オ）事業資金計画

- ・ 設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業期間の事業資金計画を作成すること。

#### （カ）故障、緊急時の対応体制図

#### （キ）事業実施中のリスクに対する対策

- ・ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

### （5）その他留意事項

- ・ 本市は提出された提案書に基づき評価を行うため、提案書には評価項目に対する提案内容を分かりやすく記載すること。
- ・ 提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ・ 提案内容は本業務の範囲とし、提案上限額の中で提案内容を実現するものとする。なお、受注者は、業務の実施にあたって、その提案内容について改めて本市と協議の上、本市の承認を受けること。
- ・ 別紙仕様書（案）に掲げる業務内容を大きく超える提案を行う場合は、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。また、要求範囲を超える提案については本市の判断で採用しないことがあるので、そのことによって、他の要求条件又は提案者の提案内容を実現できなくなる恐れがある等の制限事項がある場合は、必ず明記すること。
- ・ 提案内容について、二通り以上に解釈できる場合は、本市にとって有利な解釈によるものとする。
- ・ 提案書等に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、本市が求める要求条件及び提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。
- ・ 提案書等の記述において、特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となってい

るものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

## 10. 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

公募開始から令和7年7月24日(木)17時

### (2) 提出方法

質問書(様式5)に質問事項を記載のうえ、電子メールにて、下記14の担当課あて提出すること。電子メールの件名は「延寿埋立処分場太陽光発電設備導入等事業に関する質問」とすること。

### (3) 回答方法

令和7年8月7日(木)までに質問者へ回答するとともに、本市ホームページに掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。

## 11. 現場説明会

提案する事業者は、下記日程に対象施設で本市が行う現場説明会に必ず参加すること。ただし、緊急の事態が発生した場合は、中止又は延期する場合がある。

なお、本日程以外で現地調査等を追加で希望する場合は、あらかじめ本市に連絡すること。

### (1) 実施日時

令和7年7月18日(金)(予定)の本市が指定する時間に実施する。詳細については、別途連絡する。

### (2) 申込方法

企画提案参加申込書に、参加者の氏名及び所属を記載すること。

## 12. 事業実施予定者の選定方法等

### (1) 選定方法

事業実施予定者を選定する審査委員会を開催し、(3)評価基準に定める評価の視点および配点に従い、企画提案書の書類審査およびヒアリング審査を行い、審査委員会の各委員の採点結果の合計が、最も高い評価点となる提案をした1者を事業実施予定者として決定する。ただし、各委員の採点の平均点が60点を超えていない提案及び(3)評価基準の評価項目①～⑦のうち過半数の委員が0点を付した項目が含まれる提案を選定することはできない。

### (2) ヒアリング審査の実施

#### ① 日時

令和7年9月30日(火)(予定)

#### ② 場所

仙台市役所内会議室(予定)

#### ③ 内容

企画提案書をもとに、(3)評価基準の評価の視点に記載する事項に則して口頭にて説明を行う。

#### ④ 時間

提案者による説明 20 分、質疑応答 25 分。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

⑤ 留意事項

(ア) 出席者は 1 者あたり 3 名以内とする。

(イ) 説明は本業務に係る主担当者によるものとする。

(ウ) 説明は企画提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めない。

(エ) 各提案者のヒアリング審査の時間及び場所等の詳細については、令和 7 年 9 月 12 日（金）までに各提案者に連絡する。

(3) 評価基準

区分	評価項目	評価の視点	配点
技術 提案 に関する 事項	①設備導入の規模・電力消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電設備の容量（太陽光発電設備の出力等）は対象施設の規模や現場調査等を踏まえた妥当かつ最大限の発電容量で、電力供給先での電力消費量および温室効果ガスの削減効果が大きいか。</li> </ul>	15 点
	②設備の仕様等	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書（案）の内容を踏まえ、風圧・積雪・地震等に耐えうる構造であり、かつ想定される各種荷重に対して安定性が確保されており、安全性が高い仕様・工法となっているか。</li> <li>対象施設の特徴を踏まえ、対象施設や対象施設の職員等への影響が小さいものになっているか（設備の設置工事による影響を含む）。</li> <li>周辺環境・自然条件への対応は妥当か。</li> </ul>	15 点
	③設備導入による電気料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査や対象施設の周辺環境・自然条件を踏まえ、適切に PPA 料金単価が算出されているか。</li> <li>PPA 料金単価について、その内訳・算出根拠が明確に示されているか。</li> <li>PPA 料金単価について、電力供給先における現在の一般電力の契約単価と比較して妥当な水準であるか。</li> </ul>	25 点
	④補給電力の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>補給電力について、再エネ電力が安定的に供給される計画となっているか。</li> <li>再エネ電力の産地が仙台市産の割合が大きいか。</li> <li>一般電力契約単価が現在の契約単価と比較して妥当な水準であるか。</li> </ul>	10 点
業務 実施 体制 に関する	⑤事業遂行能力・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の実施者として十分な専門的知識やノウハウ、技術力を有し、事業を安全かつ確実に行うことができる能力・経験を有しているか。</li> <li>太陽光発電設備等の設置工事及び運転期間中の維持管理・メンテナンス、事業終了後の撤去等について、実</li> </ul>	20 点

事項		施可能な実施体制、計画、スケジュールとなっているか。 ・ 施工及び維持管理等で、本市内中小企業等の活用が期待できるか。 ・ 類似実績は豊富か。	
	⑥資金計画	・ 事業期間満了まで事業を実施できる資金計画となっているか。	5点
	⑦事業期間中のリスク等への対応	・ 故障、緊急時を問わず監視・連絡体制等が明確に示され、安定した事業実施が見込まれるか。 ・ 事業期間中に発生するリスク等について、故障、緊急時の体制や保険等で対応できる提案になっているか。	10点
合計			100点

#### (4) 選定結果の通知

事業実施予定者の選定後、令和7年10月2日（木）（予定）までに、企画提案書を提出した全事業者あてに審査結果を通知する。

また、詳細な審査結果の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、下記14に記載の担当課あて、書面（様式は任意）で問い合わせを行うこと。その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）に、書面により回答する。

#### (5) その他留意事項

##### ① 提案の無効（失格）について

次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。

- (ア) 上記6（2）の参加資格を満たさないこととなった場合。
- (イ) 企画提案書提出方法の他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。
- (ウ) 提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。（当該提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。）
- (エ) 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。

##### ② その他

- (ア) 提案に関して必要となる費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (ウ) 提案書類は、原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となる。
- (エ) 提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本市では提出された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。
- (オ) 提案者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。
- (カ) 審査結果の通知がなされるまでは、参加を辞退することができる。これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (キ) 提出された書類等は返却せず、本市の責任において処分する。

### 13. 協定の締結

- (1) 上記により選定した事業実施予定者と仕様書（案）及び企画提案書に基づき詳細を協議し、当該事業者と事業化に向けた協定を締結するものとする。
- (2) 安全性が担保できない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。
- (3) 協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。また、事業実施予定者が辞退した場合も同様とする。

### 14. 問い合わせ及び提出先

担当課：仙台市環境局先行地域推進室（担当：立花・出羽）  
住 所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町5階  
電 話：022-214-5376  
F A X：022-214-5378  
電子メール：kan007160@city.sendai.jp